

## 地方公営企業法適用及び公営企業会計システム導入等業務委託仕様書

## 第1章 総則

### (適用)

第1条 本仕様書は、大熊町（以下「甲」という。）が実施する大熊町の公営企業における地方公営企業法適用と企業会計システム導入に係る必要な支援業務（以下「本業務」という。）を、委託事業者（以下「乙」という。）に委託するために必要な事項を示したものである。

### (目的)

第2条 本業務は、大熊町の特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業（以降、下水道事業という）が、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）を適用するにあたり、必要となる移行事務手続き及び公営企業会計システムの導入について、甲が適正かつ効率的に進められるように支援することを目的とする。

### (法適用の概要)

第3条 法適用の概要は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法の適用時期 令和8年4月1日
- (2) 法の適用範囲 地方公営企業法の一部（財務条項）を適用する
- (3) 法適用を行う事業 下水道事業

### (対象事業)

第4条 本業務の対象事業は、以下の事業とする。

下水道事業（特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業）

### (業務履行期間)

第5条 契約締結日の翌日から令和8年3月31日とする。ただし、令和8年度からの法適用に関する例規改正等については令和7年12月議会上程に間に合うよう、甲・乙協議の上、履行すること。

### (業務概要)

第6条 業務概要は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法適用移行事務支援
- (2) 例規改正案作成支援
- (3) 固定資産台帳整備
- (4) 企業会計システム導入
- (5) 予算作成支援、打ち切り決算支援
- (6) その他本業務に関連した業務については、第2章以下を参照し業務執行を行うものとする。

### (準拠する法令、規則等)

第7条 本業務の実施にあたっては、業務委託契約書及び本仕様書によるほか、次の各号に掲げ

る最新の関係法令および施行規則等に準拠し、実施するものとする。

- (1) 地方公営企業法（同施行令、同施行規則）
- (2) 地方自治法（同施行令、同施行規程、同施行規則）
- (3) 地方財政法（同施行令）
- (4) 消費税法（同施行令、同施行規則）
- (5) 下水道法（同施行令、同施行規則）
- (6) 下水道事務必携
- (7) 大熊町例規集
- (8) 地方公営企業法の適用に関するマニュアル
- (9) その他の関係法令、規程、規則等

（管理技術者及び、主担当技術者）

第8条 乙は、本業務において、管理技術者・主担当技術者を配置し、秩序正しい業務を実施する。

- (1) 管理技術者、主担当技術者は、本業務の特質を考慮して、法適用に係る全ての移行業務に精通し、十分な技能と経験を有する職員を配置する。なお、甲が本業務の遂行に支障を来たと認めたときは、乙に対し管理技術者等の変更を求めることができる。
- (2) 管理技術者、主担当技術者は、地方公営企業法及び公営企業会計について十分な知識を有していること。
- (3) 管理技術者、主担当技術者は乙の社員であることとする。

（業務計画）

第9条 乙は、本業務の実施にあたり事前に甲と十分な協議を行い、次の各号に掲げる書類を業務着手前に甲に提出し、当該書類の内容について甲の承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者届
- (3) 業務工程表

（工程管理）

第10条 乙は、あらかじめ甲の承認を得た工程表に基づき、契約期間内に業務を完了させるよう適切な管理を行うものとする。作業工程に変更が生じる場合は、速やかに甲と協議しなければならない。

（打合せ・協議）

第11条 乙は、本業務を円滑に推進するため、本業務の実施前、実施期間中に、甲と十分に打合せ協議を行い、その内容を打合せ記録簿に取りまとめ、逐次甲に提出し、承認を得る事とする。また、本業務の実施にあたり、若しくは実施中に本仕様書及び関係法令等に明示されていない事項又は疑義を生じた場合は、甲と協議することとする。

(再委託)

第 12 条 乙は、甲が承諾した場合を除き、本業務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

- (1) 乙は、本業務の一部を第三者に委託しようとするときは、書面をもってあらかじめ甲の承諾を得なければならない。
- (2) 乙は、前項の規定により本業務を第三者に委託する場合は、書面により第三者との契約関係を明確にしておくとともに、第三者に対し業務の実施について、適切な指導、管理を行うものとする。
- (3) 乙は、コピー、印刷、製本、資料整理等の簡易な業務の再委託にあたっては甲の承諾を必要としない。

(検査)

第 13 条 乙は、本業務の工程及び業務完了後、成果品（以下に記載）、納品書及び業務完了報告書を提出し、甲の検査を受けるものとし、甲から本仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い、再検査の合格をもって、検査が完了したものとする。ただし、検査後 1 年以内に成果品等に誤り等が発見された場合は、乙の費用負担により速やかに訂正、補足、報告等の必要な処置を講ずるものとする。

本業務の成果品は乙が作成し、以下のとおりである。

(1) 企業会計システム構築業務関連

1) パッケージ関連

公営企業会計システム、固定資産管理システム及び企業債管理システム等における設定  
マスターデータ等 1 部

2) 操作マニュアル 1 部

(2) 例規改正関連

1) 大熊町例規一覧表 1 部

2) 例規改正整理表 1 部

3) 改正新旧対照表 1 部

(3) 移行事務支援業務関連

1) 移行事務支援報告書 1 部

1) 予定開始貸借対照表 (会計毎に各) 1 部

2) 予算科目・勘定科目一覧 (〃) 1 部

3) 企業会計開始時残高移行データ (〃) 1 部

4) R 8 予算案 (説明書含む) (〃) 1 式

5) 職員研修資料 1 部

(4) その他

(1)～(3)に係る協議記録 一式

(1)～(3)に係る電子データ DVD 一枚

(成果品の帰属)

第 14 条 乙は、第 13 条の検査合格後、甲に業務引渡を行い、成果品の使用権は甲に帰属し、乙は甲に承認を得ないで他者に公表、貸与又は使用してはならない。

(資料の保管)

第 15 条 本業務において甲から貸与される資料について、乙はその重要性を認識し、良識ある判断に基づき、資料等の汚損、滅失及び盗難等の事故のないように取り扱い、使用後速やかに返却するものとする。また、滅失等のリスクを避けるため、できる限り電子データでやり取りすることとする。

(費用の負担)

第 16 条 本業務履行上必要な費用は、原則として乙の負担とする。

(事故の防止)

第 17 条 本業務にあつては、障害その他事故を未然に防止するよう努めるとともに、労働安全衛生法等の関係法規を遵守し、円滑にこれを行う。また、事故及び損害が発生した場合は乙の負担とし、災害等の不可抗力による場合は双方協議のうえ負担を決定する。

(秘密の保持等)

第 18 条 乙は、本業務の履行上、知り得た事項を一切他人に漏らしてはならない。

(その他参考資料提出依頼)

第 19 条 乙は、令和 8 年度から 5 年間における運用に係る経費を参考見積として提出すること。以下を月額又は年額で表示し、5 年総額を表示する。

- ① システム使用に係る利用料・保守料・データセンタ利用料
- ② 企業会計運用に係るサポート費用（日常運用・予算・決算・決算統計）
- ③ 固定資産台帳更新費用
- ④ 消費税申告に係る対応費用

## 第2章 地方公営企業法適用移行事務支援業務

(目的)

第20条 本業務は、甲の特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業（以降、下水道事業という）が、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）を適用するにあたり、必要となる移行事務手続きについて、甲が適正かつ効率的に進められるように支援することを目的とする。

(支援項目)

第21条 乙は、甲に対して次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 関連部局との調整事項整理
- (2) 組織機構体制の改編検討
- (3) 職員研修
- (4) その他法適用に必要な支援
- (5) 業務で使用した資料のとりまとめ

(関連部局との調整事項整理)

第22条 法適用に伴う事務手続きを円滑かつ効率的に行うため、全ての関連部局との調整及び検討事項を整理表にまとめ、助言及び提案を行う。

(組織機構体制の改編検討)

第23条 現状の組織機構体制等を考慮し、法適用後の下水道事業に適した組織機構体制の改編について検討し、助言及び提案を行う。

(職員研修)

第24条 法適用後の下水道事業運営を円滑に進めるため、基礎知識習得に係る職員研修を、下水道事業に携わる全職員（担当部門・出納部門・財政部門等）を対象として実施する。研修内容は、地方公営企業及び地方公営企業会計の仕組み、実務に関する項目などとする。

2 研修を行う際は、研修資料案を事前にデータで提供し、甲と内容、講師及び実施日について打合せを行うこととする。

3 研修は、令和8年度以降についても甲が必要と認めた場合、乙と協議にうえ前2項同様に開催できるよう考慮するものとする。

(その他法適用に必要な業務)

第25条 乙は、地方公営企業会計移行に必要な業務について、次の各号に掲げるもののほか、甲から支援要請があった場合は、甲と協議し、必要な支援を実施する。ただし、(4)の税務署への書類作成に関する支援については、税理士法に抵触しない範囲での支援とする。

- (1) 出納及び収納取扱金融機関の指定及び契約に係る支援
- (2) 議会、委員会及びその他庁内会議等の資料作成支援

(3) 総務省への異動報告書の作成支援

(4) 税務署への事業開始、廃止、異動届出書類作成支援

### 第3章 法適用に伴う例規改正案作成支援業務

（条例・規則等の制定及び改廃）

第26条 乙は、地方公営企業法を適用するために必要となる条例及び規則等の原案作成など条例及び規則等の制定、改廃に対する改正案作成の支援を行う。主な業務は、以下の通りとする。

（整備検討用資料の作成業務）

第27条 大熊町例規集の内容をもとに、例規一覧を作成する。下水道事業に地方公営企業法の一部を適用することに伴い、整備が必要と考えられる例規の調査を行い、整備を要する箇所を洗い出し、改正案を記載した整備検討用資料（例規改正整理表）を作成する。  
調査・洗い出し業務は、例規整備業務の開始時点における大熊町例規集の内容を基に行うものとする。

（新規制定案（原案）の作成）

第28条 例規改正整理表により甲から新規制定の指示を受けた例規についての条文案を、新規制定案（原案）として作成する。また、整備検討用資料（例規改正整理表）により甲から指示がなされた事項について、一部改正・廃止案（新旧対照表）を作成する。

（改正案議会上程）

第29条 改正案の各条文について例規担当部門の精査を受け完了後、議会上程に向けた議案策定について支援すること。



## 第4章 固定資産調査及び評価、台帳整備業務

(目的)

第30条 本町下水道事業の現有資産を把握するために、固定資産の調査・整理を実施し、法適用開始時の帳簿価格(R7年度末)とその財源を算定するものである。

(対象施設)

第31条 本業務の対象となる主要な施設は、次に掲げるとおりとする。また、法適用の前年度(令和7年度)までに新たに供用開始を予定している施設についても対象とする。

下水道事業(特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業)

- (1) 管路施設
- (2) 処理施設
- (3) ポンプ施設

2 その他

- (1) 上記以外の有形固定資産(土地、車両運搬具、工具器具及び備品等) 1式
- (2) 無形固定資産(地上権、借地権、特許権、施設利用権、電話加入権等) 1式
- (3) 投資(投資有価証券、基金、出資等) 1式

(調査及び評価業務)

第32条 調査及び評価業務における主な作業項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資産調査及び評価要領の作成
- (2) 資料収集、整理及び収集資料一覧表の作成
- (3) 決算書の整理
- (4) 工事台帳の整理
- (5) 間接費及び財源額の整理及び配賦
- (6) 固定資産台帳記載項目の検討
- (7) 不明資産の調査及び整理
- (8) 受贈資産、除却資産の調査及び整理
- (9) 固定資産評価及び減価償却費の算出
- (10) 固定資産管理システムへの移行データ作成

(資産調査及び評価要領の作成)

第33条 乙は、資産調査にあたり、甲と協議の上、調査の方法、手順等、次に掲げる事項について定めた「資産調査及び評価要領」を作成し、その要領に沿って業務を行うものとする。

- (1) 固定資産の区分基準
- (2) 固定資産管理単位
- (3) 資産調査項目

- (4) 取得価格及び財源の算定方法（間接費の配賦方法、財源構成の整理）
- (5) 固定資産の整理単位の検討（必要な属性情報の調査、整理）
- (6) 帳簿価格の算定方法（減価償却の方法、耐用年数等の整理）
- (7) 不明資産の取扱い
- (8) 受贈資産の取扱い
- (9) 除却資産の取扱い
- (10) その他資産調査及び評価の方法及び手順等に関する事項

2 乙は、固定資産を適正かつ効率的に管理するために、調査した固定資産を次の表示単位を基本に整理するものとする。

(1) 土地

ア 1筆単位で1つの台帳を作成する。

イ 数量単位は地積（㎡）とする。

(2) 建物及び附属設備

ア 建築工事による地上構造物は建物とし、1棟単位で台帳を作成する。

イ 数量単位は総床面積（㎡）とする。

(3) 構築物及び付帯設備

ア 管渠施設

年度別、工事別、管種別、口径別（工法、枺、人孔、取付管等の情報は備考欄に記載する。）で区分管理する。

イ 処理場・ポンプ場施設（構築物及び付帯設備）

ウ 土木工事による地下構造物は構築物とする。

エ 国土交通省標準的耐用年数表の中分類単位とする。

オ 数量単位は(基、延長(m))とする。

(4) 機械及び電気設備

ア 処理場・ポンプ場

① 国土交通省標準的耐用年数表の小分類単位とする

② 数量単位は台数とする。

(5) 車両運搬具

ア 管理台帳単位で管理する。

イ 数量単位は台数とする。

(6) 工具器具及び備品

ア 10万円以上かつ耐用年数1年以上のものを管理する。

イ 台帳整理単位で整理を行う。

(7) その他

ア 借地権、地上権（無形固定資産）

イ 数量単位は(式) とする。

（資料収集）

第 34 条 乙は、資産調査に必要な基礎的資料を収集し、資料の内容把握及び調査を行うとともに、調査及び評価業務に使用する資料について、種類、年度別に資料の有無、数量、保管場所等を整理し、「資料状況一覧表」を作成するものとする。なお、これらの調査に必要な資料については、甲が貸与するものとする。

（決算書の整理）

第 35 条 乙は、事業開始からの歳入歳出決算書を年度別に整理し、決算事項別明細書の節別に事業費を把握するものとする。事業費は、税込、税抜額の双方を「年度別決算額節別一覧表」として取りまとめるものとする。

2 建設改良に係る支出を特定、抽出し、税抜処理を行うとともに、資産の取得に要した財源（国庫補助、都道府県補助、受益者負担金、工事負担金、起債（内一般会計負担分）など）を整理「建設支出総括表」として取りまとめるものとする。

3 建設収支の均衡を図るため、建設支出歳出額（税抜額）をもとに、平成元年度以降の財源について、消費税の圧縮処理を行うものとする。

（工事台帳の整理）

第 36 条 乙は、資産評価の基礎資料として、甲が提供する工事台帳の内容を精査し、必要に応じて修正及び追加し、「年度別工事一覧」として取りまとめるものとする。また、年度ごとに決算書との整合を確認するものとする。なお、修正及び追加にあたっては、固定資産の整理単位を考慮し行うものとする。

2 整理する工事情報は、次のとおりとする。

- （1）予算年度
- （2）工事番号
- （3）工事名称
- （4）工事場所
- （5）施工業者名
- （6）着手年月日
- （7）完了年月日
- （8）設計本工事費
- （9）請負額（税込額及び税抜額）
- （10）補助・単独の区分、内訳（補助等の種類）
- （11）その他必要な項目

（間接費及び財源の整理及び配賦）

第 37 条 乙は、直接工事を実施することで支出する資産以外の職員給与費や事務費等の間接費の把握を行い、配賦方針を決定するとともに、方針に基づき間接費の配賦を行うものとする。

2 乙は、調査した固定資産ごとに、財源額を次の方法で調査するものとする。

(1) 財源は、国庫補助金や都道府県補助金、受益者負担金等の財源の種類ごとに区分するものとする。自己財源の内訳として企債額を区分しておくこと。

(2) 当該工事に係る企債のうち後に一般会計より償還額の一部または全部の繰入を予定しているものを区分する。

(3) 資産ごとに調査した財源額の合計は、年度単位で受け入れた金額との整合（(2)を除く）を確認するものとする。

(固定資産台帳記載項目)

第 38 条 固定資産台帳の記載項目は、「地方公営企業の会計規程（例）、別表第 19 号固定資産台帳の様式」に準ずるものとする。なお、これ以外の項目でも資産管理上必要な項目がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(資産の調査及び整理)

第 39 条 乙は、「資産調査及び評価要領」に基づき、設計書、完成図書、工事関係資料及びその他関係書類等により資産調査を実施するものとする。

2 取得価格は、年度単位の事業費との整合を確認するものとする。

(不明資産の調査及び整理)

第 40 条 乙は、設計図書、完成図書、工事関係資料及びその他関係書類等により確認できない資産については、不明資産として、甲乙協議の上、施工年度、取得原因及び取得価格の推定を行い、調査結果を「不明資産一覧表」として取りまとめるものとする。

2 工事関係資料により、工事請負額が個別に把握可能な場合は、把握可能な資産単位の中で、請負額に合わせて、工事毎に不明資産の取得価格を設定する。

(受贈資産、除却資産の調査及び整理)

第 41 条 開発行為等による寄贈を受けた受贈資産及び除却資産の調査は、次の通り実施するものとする。

(1) 受贈資産

乙は、受贈資産について、取得時期、取得原因、取得内容等を調査の上、取得価格の推定を行い、調査結果を「受贈資産一覧表」として取りまとめるものとする。なお、取得価格を決定するにあたり、必要な資料等がない場合は、甲乙協議の上、評価方法を定め、取得価格を決定するものとする。

(2) 除却資産

乙は、除却資産について、設計図書、工事関係書類、下水道台帳図、竣工図及び受贈関係資料等をもとに、除却済みと判断した施設情報を調査抽出し、当該除却資産情報を整理し、

調査結果を「除却資産一覧表」として取りまとめるものとする。

（資産評価）

第 42 条 乙は、前条までに調査、整理された資産について、取得時期、取得価格及び耐用年数に基づき、減価償却計算により減価償却累計額を算出し、法適用時点における帳簿価格を算出するものとする。同時に財源について減価償却額見合いで収益化累計額も算出するものとする。

2 減価償却計算は、下記によるほか、関係法令に準拠する。

（1）減価償却方法 定額法

（2）残存価格 取得価格の 10%

（3）耐用年数 法定耐用年数（地方公営企業法施行規則及び財務局長通知準拠、ただし、それによりがたい場合は、甲乙別途協議するものとする。

（4）減価償却限度額 取得価格の 95%

（5）法適用時資産 法適用時の資産は、補助金等の財源も含め帳簿原価を償却

3 前項までにより、年度別の「固定資産一覧表」を作成する。作成にあたっては、必要に応じ、甲の指示を受けること。

4 固定資産一覧表の作成にあたり、各資産に対して、補助金及び負担金等の財源の金額が、明瞭に管理できるように作成する。

5 「年度別減価償却費推移表」及び「年度別長期前受金戻入額推移表」を作成するものとする。

（資産管理番号の付加）

第 43 条 乙は、調査及び評価した資産に、甲と協議の上、番号の付加方法を決定し、資産管理番号を付加するものとする。

（固定資産管理データ作成）

第 44 条 乙は、調査及び評価した固定資産を、甲が導入する固定資産システムにコンバート可能なデータ形式で作成するものとする。なお、作成フォーマットは導入する固定資産システムの要求と協議を行い、調整するものとする。

（その他）

第 45 条 第 3 章に記述した各条項について、なお詳細には総務省地方公営企業法適用に関するマニュアルを参照することとする。

## 第5章 企業会計システム構築業務

(目的)

第46条 本業務は、下水道事業に地方公営企業法を適用するにあたり、当該事業の会計方式を官公庁会計方式から公営企業会計方式へ移行するため、企業会計システムを導入、構築する事を目的とする。

(システム構築対象事業と時期)

第47条 本業務におけるシステム構築の対象事業と時期は以下のとおりとする。

- (1) 大熊町公営企業における企業会計システム構築等業務仕様書第4条における各対象事業
- (2) 令和7年12月1日：予算編成・予算書作成機能、固定資産管理システムのみ一部試行運用
- (3) 令和8年4月1日：法適用開始に伴う本稼働

(システム構築対象機能)

第48条 本業務におけるシステム構築の対象は以下のとおりとする。

- (1) 公営企業会計基本システム / 予算作成、決算処理システム
- (2) 固定資産管理システム
- (3) 他協議の上次のシステムについて構築対象とする。  
・企業債管理システム

(企業会計システムの導入業務)

第49条 導入する企業会計システムは、全国で導入実績のあるシステムの導入を前提とする。

- (1) 企業会計システムの導入及び構築
- (2) 会計帳簿の種類、様式の設定
- (3) 各種マスタへのデータ入力と動作確認
- (4) 運用テスト
- (5) 操作研修
- (6) システムの設定調整

(システム構築基本要件)

第50条 本業務におけるシステム構築の基本要件は以下のとおりとする。

- (1) 「地方公営企業法」等の関係諸法令に基づいて開発されたシステムであること。
- (2) 提案するシステムは、パッケージソフトである事。機能の詳細については別紙「機能仕様書」の通りとする。
- (3) システムの導入・保守ともに、乙の社員による対応ができる事。
- (4) 公営企業会計システム導入実績が全国50団体以上であるシステムであること。
- (5) LGWAN-ASP でシステム運用できること。

- (6) システム本稼働後において、日常経理業務における業務対応方法や予算書・決算書作成時における支援ができること。
- (7) システム本稼働後において、日常経理業務における業務支援は乙の社員が行い、業務イベントごとに必要な研修会を行う事、また要望があれば年に1回程度現地訪問し、甲担当者と運用協議を行うこと。

(システム構築の運用方式)

第51条 構築する企業会計システムは、L G W A N回線を利用したクラウド型のシステムとし、企業会計における会計事務の効率化及び適正な経営を支援するシステムとする。

(導入ライセンス)

第52条 導入する企業会計システムのライセンス数は、以下のとおりとする（予定数）。

- (1) 下水道事業部門、ライセンス数事業ごと各1台・・・計2台
- (2) 財政部門、ライセンス数1台
- (3) 出納部門、ライセンス数2台

また、システム導入について LGWAN 接続稼働環境は甲が提供することとする。

(操作性)

第53条 本業務におけるシステム構築の操作性は職員の事務負担の軽減や人事異動等による担当者間の事務引き継ぎを考慮し、以下のとおりとする。

- (1) メニュー
  - 1) メニュー画面は処理の流れがわかりやすいこと。
  - 2) 一度のログインで処理可能な全てのメニューに展開できること。
  - 3) 複数会計を運用する場合、1つのシステム画面で、会計の切り替えができること。
- (2) 入力操作
  - 1) 日付項目はカレンダー画面、手入力のどちらからでも入力が可能であること。
  - 2) 各画面において検索可能な項目や必須項目が一目でわかるよう工夫が施されていること。
  - 3) 必須入力もれがあった場合のチェック機能を設けてあること。
  - 4) 検索画面については日本語名称によるあいまい検索が可能であること。
  - 6) 出力帳票についてはプレビュー機能、CSV および PDF 出力機能を備えている事。

(科目体系)

第54条 構築するシステムに際しては、科目体系は以下の機能を有すること。

- (1) 予算科目、勘定科目については節の下に「細節」が設定できること。
- (2) 年度別のマスタ登録や管理が可能で、科目体系の変更等にも柔軟に対応できること。

(消費税及び地方消費税の管理機能)

第55条 消費税及び地方消費税の管理機能は以下のとおりとする。

- (1) 期中税抜処理であること。

- (2) 税区分（課税・非課税・不課税・特定収入）については、伝票入力時にその都度操作者が判断するのではなく、予め予算科目（明細）に設定ができること。
- (3) 将来の法改正を考慮し、課税科目の消費税率は、予算科目ごとに設定できること。また、法改正時には、適用日の判断により自動的に税率の切替が可能なこと。
- (4) 各入力画面では、税抜額を入力することにより、消費税率に応じて消費税額が自動計算されること。また、端数調整のため、手入力も可能であること。

（データ管理・マスタ管理）

第 56 条 本業務におけるシステム構築のデータ管理・マスタ管理については、継続的な利用と各年度間の比較分析を容易にするため以下のとおりとする。

(1) データ管理

- 1) 7 年分以上のデータ保存が可能であり、過年度データの参照ができること。

(2) マスタ管理

- 1) 変更が見込まれる各項目については、マスタによる設定が可能であり稼動後も容易にメンテナンスができるよう保守プログラムが準備されていること。
- 2) 科目追加等によるレイアウト（項目）変更が見込まれる各種帳票（試算表、貸借対照表等）については、マスタによる設定変更が可能であること。

(3) データ加工

- 1) 版下作成等、二次利用が必要な帳票については、帳票出力項目のとおり、CSV・エクセル データへ抽出が可能であること。
- 2) 予算書関係資料及び決算書関係資料については、予算書・決算書作成時において、利用できるように帳票出力できること。

（会計帳簿の種類、様式の設定）

第 57 条 会計帳簿の様式の設定は、地方公営企業法の規定に基づき、発注者と協議して決定するものとする。なお、必要な会計帳簿は下記のとおりとする。

(1) 【伝票】

調定伝票、収入伝票、負担行為伺書、支出伝票、振替伝票、流用伝票

(2) 【予算書関係資料】

予算実施計画、予算実施計画明細書、予定損益計算書・予定貸借対照表等の財務書類

(3) 【固定資産関係資料】

固定資産台帳、固定資産明細書、財源内訳別固定資産明細書

(4) 【企業債関係資料】

企業債台帳、借入一覧表、企業債償還予定表、年度別集計表等

(5) 【決算書関係資料】

決算報告書、剰余金（欠損金）処分計算書、損益計算書・貸借対照表等の財務書類、収益費



用明細書、資本的収支明細書

(4) 【その他】

会計日計表、合計残高試算表、予算執行状況表、現預金出納簿、総勘定元帳、固定資産台帳等

(運用テスト)

第 58 条 乙は甲と相談の上、実際の会計事務処理を想定したテストを行うものとする。

(操作研修)

第 59 条 乙は甲の職員に対して、企業会計システムの導入を円滑に行うため、初期のマスターデータ等を構築の上、ユーザトレーニングを行うものとする。

## 第6章 令和7年度打ち切り決算及び令和8年度予算作成業務支援

(打ち切り決算)

第60条 令和7年度の下水道事業特別会計における打ち切り決算処理、及び令和7年度末における各種残高の算出、令和8年度企業会計予算の原案に関する特例的収入・支出等、基礎数値の算出、資料の作成を支援する。

(予定開始貸借対照表作成)

第61条 打ち切り決算にかかる引継現金、特例的収入・支出を含む各種残高および、固定資産異動調査・登録等に基づき、令和8年4月1日時点の予定開始貸借対照表の作成を支援する。

(新予算の編成)

第62条 下水道事業の企業会計方式への移行に伴い必要な勘定科目及び予算科目を検討し、以下の令和8年度新予算案及び予算説明資料の作成について支援する。

- (1) 令和8年度予算案議案
- (2) 予算実施計画書
- (3) 給与費明細書
- (4) 債務負担行為調書
- (5) 継続費調書
- (6) 開始貸借対照表
- (7) 予定損益計算書
- (8) 予定貸借対照表
- (9) 予算明細書(参考)